

税務・財務相談

Q & A

中小企業オーナーの事業承継 対策が大きく変わります！

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林光男税理士事務所
税理士



平成21年度税制改正では、中小企業税制の目玉として「非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度」が創設されました。

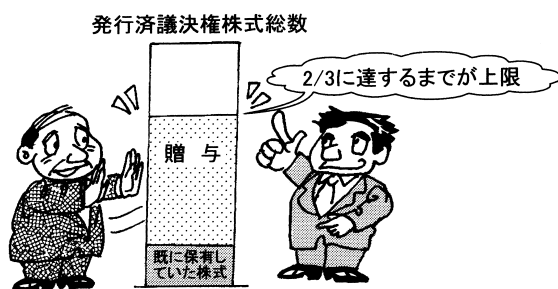
〔質問1〕

「非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度」とはどのような制度ですか。

〔回答〕

この制度の創設により中小企業オーナーの自社株対策が大きく変わると考えられます。

1. まず、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（措法70条の7）（平成21年4月1日以降の贈与について適用）について説明しま



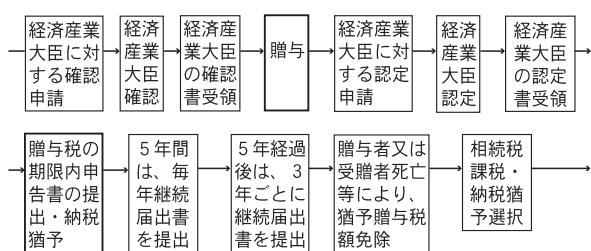
しょう。

(1) 制度の概要

非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度とは、認定贈与承継会社の代表権を有していた個人として一定の要件に該当する者から、経営承継受贈者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の議決権株式等（議決権に制限がない株式等に限り、）を贈与により取得した場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税額のうち、その議決権株式等（贈与前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その認定贈与承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限り、）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、贈与税申告書を提出期限までに提出するとともに納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合には、原則として、贈与者の死亡の日まで、贈与税の納税が猶予されるものです。

(2) 適用手続の流れ

非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度を適用する手続の流れは、下記のチャート図のようになります。



(注1) 経済産業大臣に対する確認申請は、贈与の日の前に提出します。

(注2) 経済産業大臣に対する認定申請は、贈与の年の翌年1月15日までに提出します。

(注3) 継続届出書は、贈与税申告期限から5年間は、贈与税申告期限の翌日から起算して、1年を経過する日の翌日から3月を経過する日までに経済産業大臣に提出し、5月以内に税務署長に提出します。

(注4) 継続届出書は、5年以内は、税務署長と経済産業大臣の双方に提出する必要があります。

(注5) 5年経過後の継続届出書は、税務署長のみ提出します。

(3) 納税猶予分の贈与税額の計算方法 (措法70条の7第2項5号)

納税猶予分の贈与税額は、特例受贈非上場株式等(認定贈与承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)の価額を経営承継受贈者のその年分の贈与税の課税価格とみなして、贈与税の基礎控除額(110万円)を控除した後の価額に贈与税の税率を適用して計算した金額となります。

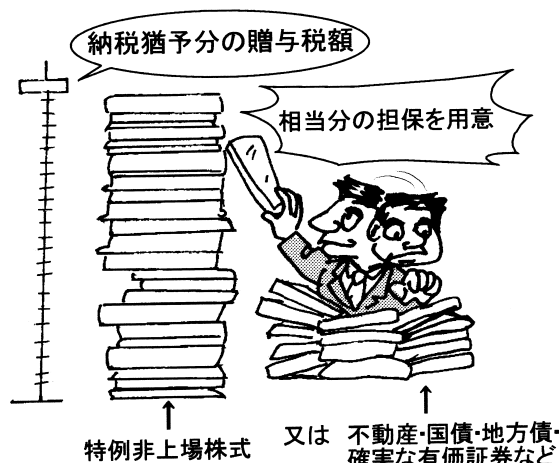
(計算式)

- ① 通常の贈与税額 = {(特例受贈非上場株式等の価額 + その他の資産の贈与の価額) - 贈与税の基礎控除額} × 税率
- ② 納税猶予贈与税額 = (特例受贈非上場株式等の価額 - 贈与税の基礎控除額) × 税率
- ③ 納付すべき贈与税額 = ① - ②

2. 次に、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(措法70条の7の2)(平成20年10月1日以降の相続等について遡及適用)について説明しましょう。

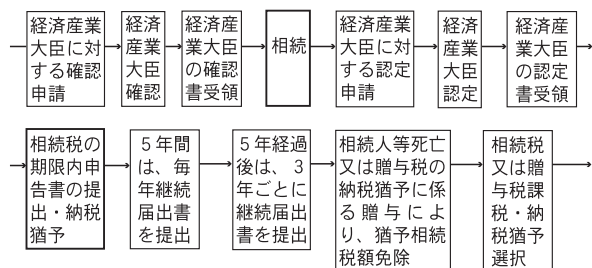
(1) 制度の概要

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度とは、認定承継会社の代表権を有していた被相続人として一定の要件に該当する者から、経営承継相続人が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の議決権株式等(議決権に制限がない株式等に限り)を相続等により取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その認定承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額については、相続税申告書を提出期限までに提出するとともに納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合には、原則として、その経営承継相続人の死亡の日まで、相続税の納税が猶予されるものです。



(2) 適用手続の流れ

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を適用する手続の流れは下記のチャート図のようになります。



(注1) 納税猶予の適用手続の流れは、原則として贈与税と同様です。

(注2) 経済産業大臣に対する確認申請は、相続の開始の前に提出します。ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合等に該当した場合は、経済産業大臣の確認は必要ありません。

(注3) 経済産業大臣に対する認定申請は、相続の開始の日の翌日から8月を経過する日までに提出します。

(注4) 継続届出書は、相続税申告期限から5年間は、相続税申告期限の翌日から起算して、1年を経過する日の翌日から3月を経過する日までに経済産業大臣に提出し、5月以内に税務署長に提出します。

(注5) 5年経過後の継続届出書は、税務署長のみに提出します。

(3) 納税猶予分の相続税額の計算方法 (措法70条の7の2第2項3号)

下記の①から⑤までの流れで計算します。

- ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出します (経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となります)。
- ② 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等 (認定承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額
- ③ 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等の課税価格を20%に減額した特例適用株式等ののみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額
- ④ ②から③を控除した差額が経営承継相続人の猶予税額となります。
- ⑤ ①により算出した経営承継相続人の相続税額から④の相続税の猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となります。

(計算式)

$$\text{納税猶予分の相続税額 } ④ = ② - ③$$

$$\text{納付すべき相続税額 } ⑤ = ① - ④$$

当初は300万円や1,000万円であった自社株が長い年月を経た結果、時価3億円や10億円に増加している中小企業も沢山あり、相続時にどのように対応するか悩んでいる経営者の方も沢山いらっしゃると思われます。この制度を活用して自社株対策を見直しされてはいかがでしょうか。

